

鹿児島空港駐車場運用管理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、鹿児島空港ビルディング株式会社(以下「管理者」という。)が運営する鹿児島空港駐車場(以下「駐車場」という。)の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(駐車場の名称等)

第2条 駐車場の名称、管理者の名称、主たる事務所の所在地、及び代表者の氏名は、別記(1)に掲げるとおりとする。

(規程の同意)

第3条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、この規程に同意の上利用するものとする。

(供用時間)

第4条 駐車場の供用時間は、24時間とし、次条に該当する場合のほかは、年中無休とする。

(供用停止)

第5条 管理者は、次の各号に掲げる場合は、駐車場の全部又は一部について供用停止し、駐車場の隔絶、車路の通行止等を行い、駐車位置の変更又は駐車車両の退避を行うことができる。

- (1) 天災、地変による災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき
- (2) 保安上、供用の継続が適当でないと認められるとき
- (3) 工事、清掃等必要があると認められるとき
- (4) 国土交通省当局より供用停止を命ぜられたとき
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上特に必要があるとき

(駐車可能車両)

第6条 駐車できる車両は取付物を含めて高さ3.8メートル、幅3.0メートル、長さ5.0メートル以内の車両のみ駐車ができる。

第2章 利 用

(駐車場の出入)

第7条 管理者は、車両保管の証として、駐車場入口において利用者に対し駐車券を交付して入庫させるものとする。

2 利用者は、駐車枠内又は管理者が指示した場所に駐車しなければならない。

3 駐車料金の支払いは、出口ゲート又は事前精算機にて駐車券をもって行うものとする。

4 利用者は、管理者が駐車券の提示を求めたときは、これに応じなければならない。

(駐車時間の制限)

第8条 利用者は、管理者が特に必要があると認めた場合のほか、同一車両を引き続き20日間を超えて駐車することはできないものとする。

2 管理者は、前項の規定により20日間を超えて駐車している車両については、駐車位置の変更及び所有者への引取り依頼等必要な措置を講ずることができる。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は駐車場内の車両通行については、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 速度は、毎時8キロメートルを超えないこと
- (2) 追い越しをしないこと
- (3) 駐車位置を離れる車両の通行を優先すること
- (4) 標識、標示、信号機又は管理者の指示に従うこと
- (5) 警笛をみだりに使用しないで静かに運転すること
- (6) その他道路交通関係法令に定める道路交通に準じて通行すること

(禁止行為)

第10条 利用者は、駐車場内で次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用すること
 - (2) 物を放置し、又は所定の容器以外に物を捨てること
 - (3) 爆発物その他の危険物を持ち込むこと
 - (4) 管理者が設置した駐車位置以外に駐車すること
 - (5) 宿泊すること
 - (6) 駐車券等貴重品を車内に置き去りにすること
 - (7) 他の利用者の駐車位置、管理事務所、その他立入禁止場所等にみだりに立ち入ること
 - (8) 出入庫時以外に原動機をみだりに作動させること
 - (9) 駐車場の施設、器物又は車両を滅失、き損又は汚損をするおそれのある行為をすること
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、管理者の業務、又は他の利用者の妨げとなる行為をすること
- 2 管理者は、利用者が前項各号に違反した場合、退去等の措置を講ずることがある。
- 3 駐車場内において、管理者の承認を受けた場合を除き、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 車両に燃料を補充し、又は車両から燃料を抜き出すこと。但し、電気自動車、燃料電池自動車はこの限りではない
 - (2) 利用者以外の者が駐車場に立ち入ること
 - (3) 営業行為、演説、宣伝、募金及び署名運動を行うこと
 - (4) 車両の預かり、受け渡し等の行為を行うこと
 - (5) 文書の配布、掲示等を行うこと
 - (6) 前各号に掲げるもののほかに駐車する目的以外に駐車場を利用すること

(駐車拒否)

第11条 管理者は、駐車場が満車である場合において駐車を拒否するほか、駐車しようとする車両が次の各号に該当するときは、駐車を拒否することができる。

- (1) 爆発物その他の危険物を積載し、又は取付けているとき
- (2) 放送、宣伝設備を積載し、又は取付けているとき
- (3) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物又はその取付物を滅失、き損、又は汚損するおそれのあるとき
- (4) 著しい騒音や排気ガス若しくは臭気を発生するとき、又は発するおそれのあるとき
- (5) 非衛生的なものを積載若しくは取付けているとき、又は液汁を出し、若しくは積載物をこぼすおそれのあるとき
- (6) 運転者が酒気を帯びているとき、又は無謀な運転をするおそれがあるとき
- (7) 隔離を要すると認められる伝染病患者が乗車しているとき
- (8) その他駐車場の管理上特に支障があるとき

2 管理者は、前項に該当する車両が入庫した場合、退去又は警察へ通報等の措置を講ずることができる。

(出庫拒否)

第12条 管理者は、次の各号に該当する場合は、車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由もなく駐車券を返納しないとき
- (2) 利用者が出庫時に所定額の駐車料金を納付しないとき
- (3) 第14条に規定する措置をとるため必要があるとき

(出庫申請)

第13条 管理者は、利用者から駐車券を紛失し、又は滅失した旨の申出があったときは、盜難防止のため出庫申請書を提出させるものとし、当該申請が適正であると認めたときに限り、前条第1号の規定に拘らず出庫させるものとする。この場合においては、出庫申請書に記載された入庫時刻から出庫時刻までの時間を駐車時間とみなす。

(事故の届出、応急措置)

第14条 利用者は、次の各号に掲げる場合は、ただちに、管理者に届出なければならない。

- (1) 駐車場において事故を起こしたとき
 - (2) 駐車場の施設、器物又は車両を滅失、き損又は汚損したとき
 - (3) 車両に異常を発見したとき
 - (4) 駐車場において、事故又は犯罪行為を発見したとき
- 2 管理者は、前項の届出があったとき、又は前項各号に掲げる事実を発見したときは、すみやかに必要な措置をとるものとする。
- 3 利用者は、前項の規定により管理者のとる措置に協力するものとする。

(駐車料金)

第 15 条 駐車料金は、別記(2)に掲げるとおりとする。

2 身障者等が、身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、又はそれらに準ずる手帳等を提示した場合は、別記(2)②の料金とする。

3 管理者は、特に必要と認めた場合に駐車料金を割引又は無償とすることができます。

(駐車時間)

第 16 条 駐車時間は、入庫時刻から出庫時刻までの時間とする。

(駐車料金の徴収猶予)

第 17 条 管理者は、利用者にやむを得ない事情があると認めるときは、第 12 条第 2 号の規程に拘らず、駐車料金の徴収を猶予して出庫させることができる。

(不正利用に対する割増金)

第 18 条 管理者は、利用者が不正な方法により所定額の駐車料金の全部、又は一部の支払を免れたときは、駐車料金及び免れた金額の 2 倍に相当する割増金を徴収する。

第 4 章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

第 19 条 管理者は、車両を入庫させたときから出庫するときまで、車両の保管責任を負うものとする。ただし、20 日間を超えて駐車している車両の保管責任は、当該期間を以って終了することとする。

(損害賠償)

第 20 条 管理者は、駐車場に駐車中の車両の保管にあたり、当該車両の滅失や損傷又は車両の積載物や取付物に関する自然災害その他不可抗力による事故、損害について損害賠償の責を負わないものとする。

2 利用者は、駐車場内での接触その他の事故により、他の駐車中の車両等に損害を与えたときは、各当事者間で責任をもって解決しなければならない。

(供用停止等による免責)

第 21 条 管理者は、駐車場の全部又は一部について供用停止、駐車場の隔離、車路の通行止、駐車車両の退避等を行ったときは、利用者の損害について賠償しない。

(出庫による責任の消滅)

第 22 条 管理者の損害賠償の責任は、利用者が損害賠償の請求を留保しないで車両を出庫したときは、消滅するものとする。

(利用者に対する損害賠償の請求)

第23条 管理者は、利用者の責めに帰すべき事由により、損害を受けたときは、その利用者に対して損害の賠償を請求するものとする。

(引き取りの請求)

第24条 利用者が第8条に規定する期間を超えて駐車を続けた場合、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引き取ることを請求できるものとする。

- 2 前項の場合において、利用者が車両の引き取りを拒み、若しくは引き取ることができない時、又は管理者の過失なくして利用者を確知できないときは、管理者は車両の所有者等（自動車検査証等に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができるものとする。この場合において、利用者は当該車両の引き渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。
- 3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引き取りがなされないとときは引き取りを拒絶したものとみなす旨を付記することとする。
- 4 管理者は第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意または重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとする。

(車両の調査)

第25条 管理者は前条第一項の場合において利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、当該車両（車内を含む）を調査することができる。

(車両の移動)

第26条 管理者は、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者に通知、又は駐車場にて掲示する。その場合、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第27条 管理者は利用者及び所有者等が車両を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引き取りの催告をしたにも拘わらず、その期間内に引き取りがなされなかったとき、利用者は車両の処分について承諾したものとみなし、催告をした日から90日を経過した後、利用者に通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他処分をすることができるものとする。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

- 2 管理者は前項の規定により車両を処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対して通知し又は駐車場において掲示する。

- 3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車場料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるとき利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときは利用者に返還するものとする。

第5章 雜 則

(この規程に定めない事項)

第28条 この規程に定めない事項については、法令の規程に従って処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年3月30日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年7月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成29年7月1日から施行する。
- 5 この規程は、令和3年9月1日から施行する。
- 6 この規程は、令和4年7月1日から施行する。

別記（1）

駐車場の名称 鹿児島空港駐車場
法人の所在地 鹿児島県霧島市溝辺町麓 822 番地
法人名 鹿児島空港ビルディング株式会社

（駐車場管理事務所）

所在地 鹿児島県霧島市溝辺町麓 786 番地 8
事務所の名称 鹿児島空港駐車場管理事務所
代表者 古薗 宏明

別記（2）

①駐車料金（消費税込）

普通 自動車	入場から 2 時間まで	0 円
	2 時間を超える 12 時間まで	1 時間に 100 円ずつ加算
	12 時間を超える 24 時間まで	1,000 円
	24 時間以降	12 時間に 500 円ずつ加算
自動 二輪車	入場から 2 時間まで	0 円
	2 時間を超える 12 時間まで	1 時間に 60 円ずつ加算
	12 時間を超える 24 時間まで	600 円
	24 時間以降	12 時間に 300 円ずつ加算

②身障者駐車料金（消費税込）

普通 自動車	入場から 2 時間まで	0 円
	2 時間を超える 12 時間まで	1 時間に 50 円ずつ加算
	12 時間を超える 24 時間まで	500 円
	24 時間以降	12 時間に 250 円ずつ加算
自動 二輪車	入場から 2 時間まで	0 円
	2 時間を超える 12 時間まで	1 時間に 30 円ずつ加算
	12 時間を超える 24 時間まで	300 円
	24 時間以降	12 時間に 150 円ずつ加算